

新しい公共交通システムの概要（案）について

濃飛バス及び白川タクシーの提案を踏まえ、白川・東白川地域公共交通活性化協議会として、新しい公共交通システムの基幹となる運行体制（案）を下記のとおりとします。

1. 事業者の提案に対する見解（方向性に関わる部分）

（1）濃飛バスの提案に対して

可能な限り美濃白川営業所による運行継続を希望する。現行体制で可能な運行を検討いただくとともに、この機会に利用者の声も反映させていきたいと考える。

（2）白川タクシーの提案に対して

提案内容は概ね了承できる。白川町のスクールバス運行業務も委託する方向で関係機関と調整を進める。ただし、事業体制づくりの途上であり、準備期間も限られていることから、委託業務は段階的に増やすのが現実的と考える。

（3）両社の提案を踏まえて

白川タクシーを当地域の公共交通を担う主要事業者位置づけ、両町村で事業体制づくりを支援していく。しかし、現状では安定した路線バス運行には大手である濃飛バスの存在が不可欠であり、濃飛バスに一部路線の継続運行等の協力・支援を求めたい。

2. 運用開始時期等

- （1）新公共交通システム（第1次）の運用開始は平成30年10月1日とする。
- （2）開始から2年間を移行期間とし、全面運用は平成32年10月1日からとする。

3. 運用方針

（1）濃飛バス美濃白川営業所による白川線運行の維持、白川地区等の空白地の解消

- 朝の通学高校生の足を確保（大明神～白川口駅）
- 休日（土・日・祝）の運行再開 ⇒ これにより東白川村の市町村運営有償運送は終了
- その他デマンド型交通の運行
- 濃飛バスによる運行は移行期間の暫定的なものとし、その後の運行事業者は改めて検討する。

（2）濃飛バスが運行しない地域及び時間帯は、自家用有償旅客運送で対応 **道路運送法第79条**

- 運行形態は、市町村運営有償運送とする。
 - ・東白川村は、市町村福祉輸送を継続し、空白輸送の実施を検討していく。
 - ・白川町は、交通空白輸送で対応し、市町村福祉輸送の必要性を検討していく。
- 町村が保有する車両を使用し、交通事業者等に運転業務を委託する。
 - ・白川北、蘇原、黒川地区は、白川タクシー等交通事業者運行管理も含め委託
 - ・佐見地区は直営（地域部会）で開始し、段階的に一体的な体制に移行
- 全地区で「高校生の足の確保」「休日運行」「19時台のJR接続」を実現する。

(3) スクールバス車両の活用

○スクールバス運行を直営から委託業務に切り替える。(白川町)

- ・正社員運転士の就業時間を有効に活用できる。
- ・運転実績があるドライバーが確保できる。
- ・安定収入が確保できる。
- ・車両の整備管理体制が図られる。
- ・運転手の代行の手配等で教育委員会の負担軽減
- ・平成30年度から段階的に実施
- ・東白川村は今後検討

委託側、受託側
双方にメリット

○通学高校生の人数に応じて、高校生通学支援への活用も検討する。

- ・現行の通学支援バス利用登録者 蘇原：8人、黒川：19人、佐見：15人

新しい公共交通システムの運用開始時と移行期間終了時の状態

平成30年10月1日時点

休日運行あり、19時台運行あり

路線等	事業者等	概要
白川線	濃飛バス	バス車両による路線運行
東白川村	直営	市町村運営有償運送(福祉輸送)
白川地区	濃飛バス等	デマンド型バス(ハイエースクラス)
蘇原線・蘇原地区	白川タクシー等	①市町村運営有償運送(交通空白輸送) + ②スクールバス運行
黒川線・黒川地区	〃	① + ② + ③地域部会のドライバー活用
佐見線・白北地区	〃	① + ② + ③
佐見線・佐見地区	直営(地域部会)	① + ② + ③



平成32年10月1日時点

休日運行あり、19時台運行あり

路線等	事業者等	概要
白川線	濃飛バス、白川〆等	バス車両による路線運行
東白川村	直営・濃飛バス、白川〆等	市町村運営有償運送(福祉輸送)・デマンド型バス又は市町村運営有償(交通空白輸送)
白川地区	濃飛バス、白川〆等	デマンド型バス又は市町村運営有償(交通空白輸送)
蘇原線・蘇原地区	白川タクシー等	①市町村運営有償運送(交通空白輸送) + ②スクールバス運行
黒川線・黒川地区	〃	① + ② + ③地域部会のドライバー活用
佐見線・白北地区	〃	① + ② + ③
佐見線・佐見地区	〃	① + ② + ③

(4) 市町村運営であるが、白川町内の運行は地域部会が主体的に関わる。

○地域部会が当該地域の運行方法を検討し決定

- ・利用者のニーズ、地域の声の収集等は、地域部会が行う。
- ・白川町と事業者は、検討段階から関わっていく。

○地域部会が潜在利用者の掘り起こしを推進

- ・高齢者向け説明会、懇談会等の開催、運営
- ・高校生保護者との連絡調整会議

○地域部会が作ったドライバー（有資格者）を活用

- ・パート運転士として

○地域部会が地域の足を“つくり”“守り”“育てる”

- ・新しい公共交通システムを地域に根付かせる。



【参考】 道路運送法と運行の形態

道路運送法	交通手段	運行の形態	種類
一般乗合旅客 運送事業 (第4条許可) 【営業ナンバー】 運行は一般乗合旅客 自動車運送事業者	定員11人以上 の自動車	・路線定期運行	・路線バス ・コミュニティバス など
		・路線不定期運行	・深夜型シャトルバス ・観光型デマンドバス など
		・区域運行	・コミュニティバス ・デマンドバス など
自家用有償旅客 運送 (第79条登録) 【自家用ナンバー】 運行は市町村や非営 利法人等	定員11人未満 の自動車	・路線定期運行	・乗合タクシー など
		・路線不定期運行	・深夜型シャトルタクシー ・観光型デマンドタクシー など
		・区域運行	・デマンド型乗合タクシー など
自家用有償旅客 運送 (第79条登録) 【自家用ナンバー】 運行は市町村や非営 利法人等	定員11人以上 の自動車	・市町村運営有償運送 (交通空白輸送)	・コミュニティバス ・デマンドバス など
		・過疎地有償運送	
自家用有償旅客 運送 (第79条登録) 【自家用ナンバー】 運行は市町村や非営 利法人等	定員11人未満 の自動車	・市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町 村福祉輸送)	東白川村 土日代替バス
		・過疎地有償運送	
		・福祉有償運送	東白川村福祉有償運送

4. 新公共交通システムに向けての検討・研究

(1) 運賃システム (乗りやすい運賃) ※次回 (H30.1月) の会議で具体的な協議

○現行運賃は高額なため、乗りやすい運賃を設定する。

- ・上限運賃の設定 (例: 1乗車につき上限500円で頭打ち)
- ・ゾーン制 (例: 同一地区内は一律200円、隣接地区に入ると〇〇〇円加算)

最高運賃

佐見線: 1,440円 白川線: 1,210円 黒川線: 1,060円 蘇原線: 720円

○全線定期券

- ・年額〇万円の定期券で、全路線乗れる。何回でも乗れる。
- ・新公共交通システム内で、共通利用できる。
- ・タクシー割引等の特典付加
- ・家族で使える。

○運賃改定の時期

- ・平成30年4月1日又は同年10月1日

(2) その他

○高校生向けバス予約アプリ

事業者も利用者も予約状況を確認できると便利

高校生は、スマホで予約やキャンセルできる仕組みができないか

○高齢者に優しい予約方法

予約電話の煩わしさ、抵抗感を下げる工夫

○利用概要リーフレット作成、駅等の掲示物

来訪者もわかりやすい工夫